

# 京都橘大学研究活動における倫理指針

2009年8月1日

京都橘大学（以下「本学」という。）は、教育・研究機関として真理の探究と社会の発展に貢献する。すなわち、学問研究を通して諸科学の進歩を期するとともに、世界の平和を希求し、人々の福祉に関わる課題を解明する。と同時に、それら研究の成果をもとに、学生・大学院生を教育するとともに、それら成果を広く社会に還元する。本学はとくに、これら研究と教育が、従来の慣習にとらわれることなく、研究者自身の学問的良心にもとづき、自由に行われることを保障する。

本学の研究者および事務職員等は、研究、教育および社会貢献が大学の責務であることを自覚し、主体的かつ自律的にその責務を果たさなければならない。また、研究が学問的良心にもとづき誠実に行われ、研究プロセスにおいて研究協力者および研究者自身の尊厳や人権が十全に保護され、それらが侵害されることのないよう、高度にして確固たる倫理観を共有しなければならない。

本学の学問研究が適正に行われ、社会の信頼に応えられるよう、本学の研究者および事務職員等が不断に自覚し遵守する規範として、ここに「研究活動における倫理指針」を定める。

本指針において「研究者」は、本学の教員のみならず、本学において研究活動に従事する者すべてを指し、学部学生・大学院生および客員研究員を含む。また、「事務職員等」は、本学において研究費の運営・管理に関わるすべての事務職員等（非常勤雇用者を含む）を対象とする。

## （基本理念）

第1条 研究者は、真理の探究、世界の平和、人々の福祉と社会の発展、質の高い教育の実現をめざして真摯に努力しなければならない。

2 研究者は、良心と信念に従って、自らの責任で研究を遂行し、不当な圧力により研究成果の客観性を歪めることがあってはならない。

3 研究者は、生命の尊厳および個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重しなければならない。

4 研究者は、個人の情報、データ等の収集・採取を行う場合は安心・安全な方法で行い、提供者の身体的、精神的負担および苦痛を最小限にするよう努めなければならない。

5 事務職員等は、研究者と協働して前項に掲げる事項の実現をめざして真摯に努力しなければならない。

## （行動）

第2条 研究者は、社会から負託された責務を自覚し、学問的良心と信念に従って、誠実かつ公正に行動しなければならない。

2 事務職員等は、適切な研究費の運営および管理の必要性を常に銘記し、誠実かつ公正に行動しなければならない。

3 研究者は、自己の専門分野の発展のために、常に自己の知識や能力について研鑽を行わなければならない。

4 事務職員等は、適切な研究費の運営および管理のために、常に自己の知識や能力について研鑽を行わなければならない。

5 研究者および事務職員等は、国内外において認められた法令を含む諸規範、規約、条約、指針等および本学の諸規程を遵守しなければならない。

6 研究者は、研究対象者や研究協力者に対して法令や指針等関係規則を遵守してこれを保護するとともに、その尊厳や基本的人権を尊重しなければならない。

7 研究者は、異なる分野の研究、研究者に敬意をはらうとともに、他の国、地域等の研究活動における文化・慣習・価値観・規律等の理解に努めなければならない。また、自己の研究に対する学問的批判に謙虚に対応しなければならない。

8 研究者は、共同研究者が対等の関係にあることを理解し、お互いの学問的立場を尊重しなければならない。

9 研究者は、日常的に、若手研究者が自立した研究活動を遂行できるよう、適切な支援、助言等を積極的に行わなければならない。

10 研究者は、学部学生・大学院生の研究指導に際しては、指導を受ける者が不利益を被らないように十分配慮しなければならない。

11 研究者は、自己の研究計画について、わかりやすく、明瞭に説明できるよう努めなければならない。また、研究遂行中において、計画進捗状況の自己点検を行い、適切な時期に途中経過の報告ができるよう努めなければならない。

12 研究者は、公正で自由な研究環境の確立・維持が研究者各自の責務であることを自覚し、科学コミュニティおよび所属する組織の研究環境の質的向上に積極的に努めなければならない。

（不正行為の防止）

第3条 研究者は、研究の全プロセスにおいて、本指針の趣旨に則り、捏造、改ざん、盗用等の不正行為がないように誠実に行動しなければならない。

2 研究者は、研究費の源泉が、学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金、財団等からの助成金、寄付金等によって賄われていることに常に留意し、研究費の適正な執行に努めなければならない。

3 研究者は、交付された研究費を当該研究に必要な経費のみに使用しなければならない。

4 研究者は、研究費の使用にあたっては、関係法令、本学の経理規程および当該研究費の使用規定等を遵守しなければならない。

5 研究者は、証憑書類等を適切に管理し、実績報告においては、研究遂行の真実を明瞭に記載しなければならない。

6 事務職員等は、研究者による研究活動における不正行為や研究費の不正使用に加担してはならない。また、研究機関は不正行為や不正使用を根絶するための体制を整備する責任を有する。

（利益相反への対応）

第4条 研究者は、研究における公共性や研究に伴う利益相反に十分に注意を払い、社会の信頼が得られるように適切に対応しなければならない。

（情報・データ等の収集および管理）

第5条 研究者は、研究に関わる資料、情報、データ等の収集にあたっては、科学的かつ一般的に妥当と考えられる方法、手段により行わなければならない。

2 研究者が、研究のために資料、情報、データ等を収集する場合は、その目的に適う必要な範囲において収集するよう努めなければならない。

3 研究者は、研究のために収集または作成した資料、情報、データ等の滅失、漏洩、改ざん等を防ぐために適切な措置を講じなければならない。

4 研究者は、研究のために収集または作成した資料、情報、データ等について、必要と認められる場合はいつでも第三者に開示することができるよう、適切な期間保存しなければならない。ただし、法令または規程等に保存期間の定めのある場合はそれにしたがうものとする。

（インフォームド・コンセント）

第6条 研究者は、個人情報、データ等の提供を受けて研究を行う場合は研究対象者に対して研究目的・意義、収集方法、研究成果の発表方法等の研究計画についてわかりやすく説明し、予めその同意を得なければならない。

2 組織、団体等から、当該組織、団体等に関する資料、情報、データ等の提供を受ける場合も、前項に準ずるものとする。

3 研究者は、個人情報、データ等を収集・採取するにあたり、研究対象者に対し何らかの身体的、精神的負担若しくは苦痛を伴うことが予見される場合、その予見される状況をできるだけ、わかりやすく説明しなければならない。

4 研究者は、研究対象者から当該個人の情報、データ等の開示を求められたときは、これを開示しなければならない。

5 研究者は、研究対象者が同意する能力がないと判断される場合は、本人に代わる者から同意を得なければならない。

6 研究対象者からの同意は、原則として文書により行うものとし、その記録を保管しなければならない。

7 研究者は、研究対象者が不利益を受けることなく研究実施期間にいつでも同意を撤回し、研究への協力を中止する権利および当該個人情報またはデータ等の開示を求める権利を有することを研究対象者に周知しなければならない。

8 研究者は、研究対象者が同意を撤回した場合は、その情報、データ等を廃棄しなければならない。

（個人情報の保護）

第7条 研究者は、個人情報の重要性を認識し、その適正な取り扱いについて必要な措置を講じなければならない。また、研究のために収集した個人情報等の管理に万全を期すとともに、研究遂行上知り得た個人情報を本人の同意なしに他に漏らしてはならない。

(第三者への委託)

第8条 研究者は、第三者に委託して個人情報、データ等を収集・採取する場合は、本指針の趣旨に則った契約を交わして行わなければならない。

(授業等における収集・採取)

第9条 研究者は、授業、演習、実技、実験および実習等の教育実施の過程において、研究のために受講生から個人情報またはデータ等を収集または採取する場合は、原則として、予め文書により受講生の同意を得なければならない。また、個人情報、データ等の提供の有無により、受講生に成績評価において不利益を与えてはならない。

(謝礼の提供)

第10条 研究者は、研究対象者に対し謝礼として金品を提供する場合は、その金品は社会通念上、妥当な範囲で定めるものとし、その受け払いについて適切な管理をしなければならない。

(機器・薬品等の安全管理)

第11条 研究者は、研究装置・機器および薬品・材料等を用いるときには、関係法令、本学諸規程等を遵守し、その安全管理に努めなければならない。また、研究の過程で生じた残渣物、廃棄物および使用済みの薬品・材料等について、責任を持ってその最終処理を行わなければならない。

(研究成果の発表)

第12条 研究者は、研究の成果を広く社会に還元するため、公表しなければならない。ただし、関係者の権利保護や産業財産権等の取得およびその他合理的理由のため公表に制約のある場合は、その合理的期間内において公表しないものとするができる。

2 研究者は、他者の成果を自己の成果として発表してはならない。

3 研究者は、研究成果の発表に際しては、先行研究を精査し尊重するとともに、他者の知的財産を侵害してはならない。

4 研究者は、適切な引用、誤解のない完全な引用、そして真摯な表現をしなければならない。

5 研究者は、研究活動に実質的に関与し、研究内容に責任を有し、研究成果の創出に十分な貢献をしたと認められる場合には、オーサーシップが認められる。

(他者の業績評価)

第13条 研究者が、論文査読、審査委員等の委嘱を受けて、他者の研究業績評価に関わるときは、被評価者に対して予断を持つことなく、評価基準や審査要綱等にしがたって、公正に評価しなければならない。

2 研究者は、他者の業績評価に関わり知り得た情報を他に漏らしたり、不正に利用してはならない。

(研究計画等の審査)

第14条 本学において、人を対象とする研究を行う研究者からの申請に基づき、研究計画書等に基づき、審査を行うものとする。

2 前項の目的を達成するため、京都橘大学研究倫理委員会を設置する。

3 審査の手続等に関する事項は別に定める。

(研究機関としての責務)

第15条 本学は、すべての研究者が十分に能力を発揮できるよう研究環境を整える。

2 本学は、研究者が研究の実施、研究費の執行にあたって不正行為を行うことがないように、関係法令や本学の規程等を遵守するよう周知徹底するとともに、必要な措置を講じる。

3 本学は、研究者が利益相反あるいは研究活動に対する不当と思われる侵害など、紛争的な事象が生じた場合は、その解決にむけて必要な措置を講じる。

4 本学は、研究者の研究倫理意識を高揚するために、必要な啓発、倫理教育の計画を策定し、実施する。

5 本学は、本指針の運用を実効あるものにするため、研究者の研究倫理に反する行為に対しては適切な措置を講じる。

6 本学は、研究に関して、不当または不公正な扱いを受けた者からの苦情、相談等に対応する。

(事務主管)

第16条 この指針に関する事務主管は、学術振興課とする。

(改廃)

第17条 この指針の改廃は、部局長会の議を経て、学長が行う。

附 則

本指針は、2009年8月1日から施行する。

附 則

本指針は、2015年4月1日から施行する。

附 則

本指針は、2018年9月26日から施行する。

附 則

本指針は、2022年4月6日から施行し、2022年4月1日から適用する。

附 則

本指針は、2024年4月1日から施行する。

(R4. 4. 6) 京都橘大学研究活動における倫理指針(平成21年8月1日制定第2212号)

(H30. 9. 26) 京都橘大学研究活動における倫理指針(平成21年8月1日制定第2212号)

(H27. 4. 1) 京都橘大学研究活動における倫理指針(平成21年8月1日制定第2212号)